

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成24年10月24日(水)午後3時00分から午後4時10分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番	鈴木正夫	委員	2番	菱木信治	委員
3番	伊能正啓	委員	4番	熱田幸子	委員
5番	鈴木一郎	委員	6番	江波戸博	委員
7番	大木岩五郎	委員	8番	岩井淳	委員
9番	渡邊弘仁	委員	10番	實川元久	委員
11番	塚本虎之助	委員	12番	二村正美	委員
13番	伊藤定夫	委員	14番	川口京子	委員
15番	太田忠治	委員	16番	大木清	委員
17番	及川誠	委員	18番	大木一夫	委員
19番	伊藤秀雄	委員	20番	加瀬浩市	委員
21番	林豊	委員	22番	増田正義	委員
23番	大木傳一郎	委員	24番	石毛俊雄	委員
25番	菅谷守夫	委員	26番	伊藤幸夫	委員
27番	熊切清	委員			

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 議席の指定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

議案第4号 農地買受適格証明願について 1件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 3件

議案第6号 平成24年度第4次農用地利用集積計画について 別冊

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)

事務局長 寺本朗男 主査 大木恒一

主査補 飯田裕幸

(匝瑳市産業振興課)

主査 飯島正弘

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成24年度10月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長よりご挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠にご苦労様です。
委員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、ち
ゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に
てご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、7番大木岩五郎委員、8番岩井淳委員を指名
いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「議席の指定について」を、議題と
いたします。
10月1日付けで、議会推薦による農業委員4名「熊切清委員・石毛利
雄委員・伊藤幸夫委員・菅谷守夫委員」が選任されました。
議席の指定については、改選後に議席を決定しておりますことから、4
名の委員の議席の指定について議長の決定事項とすることに、ご異議ご

ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議ないものと認めます。それでは、議長指定とすることに決しましたので指定いたします。24番石毛利雄委員25番菅谷守夫委員26番伊藤幸夫委員27番熊切清委員、以上のとおり議席を指定いたします。

議長 次に、議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、7件でございます。議案第2号、番号2番、3番及び5番は所有権移転に関する件、番号1番、4番、6番、7番は賃借権に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から7番を議案書をもとに朗読】

番号1番から7番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

25番 番号1番について、新規に参入する農業生産法人です。事業要件や構成員要件などの事業計画に問題ないと思われま。

11番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われま。

17番 番号3番について、譲受人は父から農地の贈与を受けるもので、意欲的に営農をしております問題ないと思われま。

番号4番について、番号3番の譲受人と同一人です。規模拡大のためであり、問題ないと思われま。

14番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしております、規模拡大のためで、問題ないと思われま。

10番 番号6番について、後継者も意欲的に営農に取り組んでおり、問題ないと思われま。

8 番 番号7番について、後継者も意欲的に営農に取り組んでおり、所有農機
具の状況、労働力からみても、問題ないと思われま

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち
切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申
請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申
請は、4件でございます。

【議案第3号、番号1番から4番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、現況田及び畑、計2160㎡を譲受け輸出用造形
木ストックヤード樹木積下し用重機置場を計画するものです。本案件に
つきましては、現地調査が実施されております。

番号2番の申請地は、祖母より1763㎡の内500㎡を借受け専用住
宅及び販売用中古バイク保管倉庫を計画するものですが、申請地を含め
すべての区域が他用途に使用されています。本案件につきましては、現
地調査が実施されております。

番号3番の申請地は、専用住宅用地として現況畑198㎡を譲受け計画
するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、専用住宅用地として現況畑467㎡を譲受け計画
するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 次に、去る 22 日に開催された現地調査の状況について、報告をお願いします。

23 番 現地調査委員を代表して報告申し上げます。
本件につきましては、去る 22 日午前 10 時より現地調査を実施しました。
番号 1 番については、申請地は第 1 種農地だと思います。第 1 種農地での転用は原則出来ないこととなりますが、申請内容を協議した結果、農業用施設で問題はないのではないかとこの意見が多く出されました。
番号 2 番については、申請地以外の土地も他用途に使用されていました。それに対し、始末書が提出されていますが、現地の改善がみられない。申請地が許可されたとしても、違反が残ってしまうことから原状が回復されない場合、許可は難しいのではとの意見が出されました。

議 長 現地調査委員からの、報告が終わりました。
番号 2 番について、他の案件とは別に審議・採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」番号 2 番について、他の案件とは別に審議・採決いたします。番号 2 番について、他に質疑、ご意見はございませんか。

21 番 本案件について、申請者宅へ訪問し申請者の父親と面談しました。現状では、許可が難しいとの話をしたところ、父親より自分が責任をもって原状に回復するとの回答を得ましたので、報告します。

26 番 原状回復を待つ、再度審査することは可能ですか。

事務局 農地法施行令第 7 条第 2 項並びに同法施行規則第 24 条の規定により、意見を付して県へ送付する必要があると思います。
なお、本日申請代理人より原状回復計画書の提出がありました。計画によると 11 月 1 日までには原状回復に努めるとの計画内容です。

23 番 原状回復計画が履行されるか、現段階では不安です。

議 長 その他、質問、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号2番について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号2番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

議 長 挙手なしであります。
よって本案は、不許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号3番、4番について、地区担当委員からご報告をお願いします。

21番 番号3番について、譲受人は現在祖父、両親、兄弟と同居していますが、結婚を契機に専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、通風についての影響、排水について地域の営農への影響は少ないと思います。

18番 番号4番について、譲受人は譲渡人のご主人の弟さんです。ご主人が亡くなったため、残された家族の面倒をみるため転入することとなり、新たに専用住宅を計画するもので農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 お諮りいたします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号2番を除いて質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号 2 番を除いて採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第 4 号、「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第 4 号の議案書をご覧ください。今月の「農地買受適格証明願」は 1 件です。申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。

【議案第 4 号、番号 1 番を議案書をもとに朗読】

番号 1 番、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

3 番 申請者は、認定農業者で、意欲的に営農をされており、規模拡大のためで、労働力などからみても問題ないと思われれます。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 議案第 4 号「農地買受適格証明願について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 ご異議ないものと認め、議案第4号「農地買受適格証明願について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、3件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑1筆を、売買したいとのことです。
あっせん申出番号2番については、田4筆を、賃借したいとのことです。
あっせん申出番号2番については、畑1筆を、売買又は賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

 (質問、意見なし)

議 長 ご異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に9番渡邊弘仁委員、25番菅谷守夫委員を選出したいと考えますが、ご異議ございませんか。

 (「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
次に、あっせん申出番号2番のあっせん委員に17番及川誠委員、25番菅谷守夫委員を選出したいと考えますが、ご異議ございませんか。

 (「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
次に、あっせん申出番号3番のあっせん委員に3番伊能正啓委員、19番伊藤秀雄委員を選出したいと考えますが、ご異議ございませんか。

 (「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。
あっせん申出番号1番のあっせん委員に9番渡邊弘仁委員、25番菅谷守夫委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に17番及川誠委員、25番菅谷守夫委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に3番伊能正啓委員、19番伊藤秀雄委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号、「平成24年度第4次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る22日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長の報告】

議 長 農地銀行会長の報告が終わりました。なお、本議案には、伊能正啓委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に、第2の所有権移転関係の5番について、事務局より説明をお願いします。伊能委員は退席をお願いします。

伊能委員が退席されましたので、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書をご覧ください。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画(案)第2の所有権移転関係の5番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第6号「平成24年度第4次農用地利用集積計画について」第2の所有権移転関係の5番について質疑を打ち切ることに
ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 ご異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第6号「平成24年度第4次農用地利用集積計画について」第2の
所有権移転関係の5番について原案のとおり決することに賛成の委員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 伊能委員が着席しましたので 引き続き、議案第6号「平成24年度第
4次農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局より議
案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書をご覧ください。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第6号「平成24年度第4次農用地利用集積計画について」第2の所有権移転関係の5番を除き質疑を打ち切ることに
ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 ご異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第6号「平成24年度第4次農用地利用集積計画について」第2の
所有権移転関係の5番を除き原案のとおり決することに賛成の委員の挙
手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について4件ありました。内容
については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、
事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
次にその他に入ります。
農業委員会だよりについて及び米の放射性物質検査の早期公表について、
去る22日農政委員会が開催されましたので、その経過について農政委
員長より報告をお願いします。

【農政委員長報告】

農政委員長の報告が終わりました。
米の放射性物質検査の早期公表についての要望につきましては、配布さ

れました文書にて市へ要望することで、ご異議ございませんか。

19番 出来れば追記をお願いします。文面について提出しますのでよろしくお願ひします。

23番 検査を早期に実施する対策を実施するよう、要望書へ記載してはいかがかと思ひます。

議長 その他、ご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 本要望書については、ご意見を踏まえ再検討いたします。なお文章については議長へ一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

次の協議事項に入ります。

10月1日付けで、議会推薦による農業委員四名が選任されたことに伴う、農地委員会に所属する委員の選出について、農政委員会に所属する委員の選出について、農地銀行運営委員会に所属する委員の選出について、運営委員会に所属する委員の選出についてを議題とします。選出の方法についてご発言願ひします。

15番 議長の指名推薦がよろしいかと思ひます。

議長 議長の指名推薦との意見がありましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

それでは、議長指名とすることに決しましたので指名させていただきます。

農地委員会委員に、熊切清委員

農政委員会委員に、伊藤幸夫委員

農地銀行運営委員会委員に、石毛利雄委員

運営委員会委員に、菅谷守夫委員を指名いたします。

ただ今の指名に、ご異議ございませんか。

